

3/23 課税逃れ対策税制の対象

2015 法人税率「20%未満」に

基準を緩和

政府は租税回避地（タックスヘイブン）を利用した企業の過度な節税を防ぐ税制の発動基準を2015年度から緩める。対象となる国の法人税率

を「20%以下」から「20%未満」に下げる。英国の法人税率引き下げに対応して、進出している日本企業に影響が出ないようにする。

タックスヘイブン対策税制は企業が実体のない会社を税率の低い国や地域につくり、税負担を減らすことを防ぐ仕組みだ。

現在は法人税率が20%以下の国に実体のない子会社をつくったと判定されると適用される。4月から発動基準の税率を20%未満に引き下げると、英国の法人税率が4月に21%から20%に下がり、対象となってしまうためだ。特に影響が出ると思われるのは損害保険会社だ。保険を売買する英国のロイズ市場に参加するとタックスヘイブン対策税制の対象となってしまう恐れがあった。英法に沿って設立した会社が、日本の基準では実体のない会社に該当するためだ。海外子会社の所得には通常、日本では課税しない。しかし、対策税制が適用されると日本での課税対象になり、日本の税率で課税される。今回の改正でひとまず混乱は避けられそうだが、各国は競って法人税率を引き下げっており、再び見直しを迫られる可能性もある。